

我が国の特許権等の効力が及ばない「試験又は研究」に係る規定

明治 42 年特許法

第二十八條 特許權ハ登録ニ依リ發生ス

特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ發明ニ係ル物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

第二十九條 特許權ノ効力ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ及ハス

- 一 研究又ハ試験ノ爲ニスル特許發明ノ應用
- 二 特許出願ノ際現ニ善意ニ帝國內ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ若ハ設備ヲ有スル者又ハ其ノ承繼人ノ特許發明ノ實施
- 三 單ニ帝國內ヲ通過スル運輸具及其ノ装置
- 四 特許出願ノ際ヨリ帝國內ニ在ル物及第一號又ハ第二號ニ依リ製作シタル物

大正 10 年特許法

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス

特許權力其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權ト牴觸スル場合又ハ特許發明力其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ特許權者ハ實用新案權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ特許發明ヲ實施スルコトヲ得ス

第三十六條 特許權ノ効力ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ及ハス

- 一 研究又ハ試験ノ爲ニスル特許發明ノ實施
- 二 單ニ帝國內ヲ通過スルニ過キサル運輸具又ハ其ノ装置
- 三 特許出願ノ際ヨリ帝國內ニ在ル物

昭和 34 年特許法

(特許権の効力)

第六十八條 特許權者は、業として特許發明の實施をする權利を專有する。ただし、その特許權について専用実施權を設定したときは、専用実施權者とその特許發明の實施をする權利を專有する範圍については、この限りでない。

(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第六十八条の二 特許権の存続期間が延長された場合(第六十七条の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第二項の政令で定める処分の対象となつた物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。〔昭和62年法改正により追加〕

(特許権の効力が及ばない範囲)

第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

2 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。

一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物

二 特許出願の時から日本国内にある物

3 二以上の医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。)を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬には、及ばない。

実用新案法

(実用新案権の効力)

第十六条 実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(特許法の準用)

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権に準用する。

意匠法

(意匠権の効力)

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項(特許権の効力が及ばない範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権に準用する。